

2019年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構 定時評議員会 議事録

開催日時：2019年6月21日（金）14：00～17：00

開催場所：日本看護学教育評価機構 神田事務所 7階

評議員数：出席評議員数 評議員総数7名、出席者数6名、欠席者数1名

出席者：南裕子、大島弓子（14：15～）、堀内成子、正木治恵、片田範子、上泉和子（～16：45）
尚、評議員上泉和子は、青森県立保健大学学長室（青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1）からテレビ会議システムにより参加した。（敬称略）

欠席者（評議員）：川本利恵子（敬称略）

その他出席者：高田早苗代表理事、井上智子理事、菱沼典子理事、岡谷恵子 JANPU 常任理事、
JABNE 事務局：吉井真美、潮洋子、亀山智子

配布資料

資料1 2018年度臨時評議員会議事録の承認

資料2 2018年度事業報告

資料3 2019年度事業計画

資料4-1～4-3 2019年度予算案、参考資料1、2

資料5 評議員で議決が必要な事項

資料6-1～6-2 会員申込状況・試行評価受審校の報告

資料7-1、7-2-1～7-2-4 試行評価事業・評価員研修の計画

資料8-1、8-2 庶務連絡（事務員紹介、名簿一覧の変更）

I. 開会

評議員会は定数を満たしたので、定款第22条の規定により、出席評議員の中から選ばれた評議員 南裕子は議長席につき、本評議員会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言し、テレビ会議システムにより出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した上で、本評議員会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

II. 議長選出

定款第22条により、評議員会議長は南裕子、記録は事務局の亀山智子と潮洋子で行われた。

III. 議事録署名人

定款第27条により、議長である南裕子及び出席した理事1名；代表理事の高田早苗とする。

IV. 議題

1. 評議員会議長の選出（評議員決議事項）

南裕子先生が議長に選出され、議長席についた。

2. 2018 年度臨時評議員会議事録の承認（南議長）

資料 1

JABNE の 2020 年度定時評議員会と JANPU の定時社員総会の日程が重なっているため、別の日に変更する。開催日については、議題に審議事項 8 として追加して審議する。

前回議事録内の赤字については削除して、評議員会後に決定した事項や評議員会で懸案事項となっているものについては、決定事項やその後の動向について別途記録を残すと共に評議員会に報告することとなった。

3. 2018 年度事業報告（高田代表理事）

資料 2

2018 年度は JABNE 設立 1 年目ということで事業報告書を丁寧に編集・作成したが、次年度以降はホームページに掲載することも考慮してコンパクトに要約すると説明がなされた。3 ページに設立記念講演会の概要報告、5 ページに評議員と理事・監事一覧を掲載している。

1) 理事会報告

2018 年 11 月 5 日（月）開催の設立記念講演会当日に第 1 回の理事会を行い、2019 年 2 月 8 日（金）の第 2 回理事会は臨時評議員会と合同で開催された。議論の内容については説明を省略した。

2) 評議員会報告

2019 年 2 月 8 日（金）に臨時評議員会を第 2 回理事会と合同で開催した。議事録の「14. 日本私立看護系大学協会の協力体制について」の記録内容について同協会の大島会長（JABNE 評議員）から意見が出され、それに対して高田代表理事よりメールで回答している。当初の議事録に大きな変更はなく承認された。

3) 委員会報告

理事会報告と同様に説明は省略する。2018 年度の委員会活動は評価事業全体に向けての活動となるため、報告形式については次年度以降考えたい。

4) 基本原則・会員規程

2019 年 2 月 8 日（金）開催の第 2 回の理事会と臨時評議員会でも出された意見を反映している。

5) 3 月 23 日（土）JANPU 会員校向けの説明会

当日配布した説明会で用いたパワーポイントの資料を報告書として掲載している。主な説明内容は次の通り。

① JANPU 会員校から寄せられた質問への回答を盛り込む。

大学における教育プログラムの評価であることを強調した。

② 本機構が行う看護学教育分野別評価とは（機関別評価と分野別評価の違い）

③ 試行評価受審校の募集

④ 評価員研修について

⑤ 予算案について（100 校、150 校の場合）

⑥ 今後のスケジュールについて

<結論>

2018年度事業報告は評議員会の審議事項ではないため、報告事項として前年度の活動内容を確認した。

4. 2018年度決算報告（事務局 潮）

資料2の63ページ～

本来は石井財務理事、石垣監事、鈴木監事より説明する内容であるが、欠席のため事務局の潮より次の説明がなされた。2018年10月15日（月）に法人として登記したため、第1期の決算報告期間は2018年10月15日から2019年3月31日までの半年弱となる。

1) 貸借対照表

JANPUが出資した3,000万円が原資（収入）となっているが、2016年7月に設立準備委員会を立ち上げて、2018年10月の機構設立時まで同委員会が活動してきたため、その経費を差し引いた金額23,050,231円が資産の額となる。

負債は70ページの財産目録に記載している未払金や預り金等を合計した1,819,226円となり、資産の合計から負債額を引いた21,231,005円が正味財産となる。

65ページの注記※1の財産目録は6ページ参照とあるが、年次報告書のページ数は70ページが正となり訂正した。

2) 正味財産増減計算書

①経常収益

- ・2018年11月に賛助会員として医学書院が入会しその会費が300,000円。
- ・事業収入の800,000円は、2018年11月5日（月）に開催したJABNE設立記念講演会のWEB視聴代金として、1校につき10,000円を80校から得た収入となる。
- ・これに預金利息を加えて、経常収益の合計額が1,100,060円となった。

②経常費用

「事業費」と「管理費」の部門ごとかつ費目単位で支出額を計上しており、「事業費」には評議員会、理事会、評議員会、各委員会にかかった費用が、「管理費」には事務所賃借料や事務員人件費、司法書士や税理士等の委託費が主な経費である。

事業費合計が5,840,006円、管理費合計が1,764,462円、経常費用合計が7,604,468円となり、先の経常収入の1,100,060円から7,604,468円を差し引いた-6,504,408円（6,504,408円の赤字）が2018年度の当期経常増減額となる。

また、経常外費用の開業費償却2,235,487円とは、JABNE設立準備委員会として2016年7月から2018年10月までの活動費となる。

決算書の説明を受けて評議員より次のような意見と質問が出された。

<意見と質問>

①事務局の給与が99,000円のみで計上となっている理由はなぜか？

←2018年度は事務局のフルタイム職員が雇用できなかった（不在）のため、11月開催の設立記念講演会や3月開催の説明会運営のために臨時で雇用したアルバイト数名の給与の99,000円のみで計上

となった。

②2018年11月5日(月) JABNE 設立記念講演会の WEB 視聴代金 1 校につき 10,000 円について会員校から何か反応はあったか。

←問い合わせはなかった。会場の広さにより参加人数の制限がかかってしまうため、WEB 視聴という形をとった。ID と PW(パスワード)で管理して 1 校につき十数名～数十名の教職員の視聴を可能として 10,000 円のため非常にリーズナブルな値段設定かと考える。もう少し高い料金設定にしても問題ないかもしれない。当日参加は無料とし参加費用は取っていない。

③評価事業が本格始動した際には、基礎研修の講演部分については、録画して WEB 視聴料を聴取しても良いのではないか。

④ハンドブックを販売してはどうか。

⑤WEB 視聴 800,000 円の収入に対して、撮影や WEB 視聴システムのための委託費用等いくら支払ったか、その残額がいくらかを会員校に説明する必要があるのではないか。

←次年度以降は決算書の注記に記載して説明するのが良策である。

⑥WEB 視聴も含め会員とそうでないところについて差額を付けてはどうか。

←事業活動を計画する上での、今後の検討事項となった。

<承認>

2018 年度(平成 30 年度)決算書の内容が評議員会で承認された。

5. 2019 年度事業計画(高田代表理事)

資料 3

2019 年度の活動が始まっている中で計画書を作成しており、事業計画の内容について以下の説明がなされた。

1) 評価事業の円滑な実施に向けた事業活動

①評価ハンドブックの作成

評価基準検討委員会で作成した「看護学教育評価基準」を踏まえ、受審校や評価員に向けた評価ハンドブックを評価委員会が 6 月末までに作成する。

②試行評価受審校の募集・決定、説明会の実施

試行評価を受審する大学を募集し、5 月開催の理事会で決定し通知する。受審校に向けた説明会を 7 月 19 日(金)に開催予定。

③評価員の養成

会員校の学部長等に評価員の推薦を依頼し、9 月に 5 つのブロック(1)北海道・東北、(2)関東、(3)中部、(4)関西・近畿、(5)九州・沖縄)で開催する基礎研修に参加し、その後評価員として登録してもらう。研修は基礎研修と審査前チーム研修の 2 段階とする。

※本機構は本来 7 つのブロックで構成されているが、基礎研修会は上記の 5 つのブロックの会場で開催される。

2) 機構の基盤整備

①会員校の増加

6 月 17 日(月)現在会員校は 97 校となっている。評価事業を推進していくためには、説明会を開催

して会員校の増加を図っていく。

②規程類の整備

今年度中に規程・規則・申し合わせ等を整備する。

③評価事業の基盤づくり

当初の試行評価は 2020 年度のみ 1 年間で予定していたが、評価基準等の見直しのうへ評価システムを堅固なものとして構築するには 2 年は必要であると考え、2 年目試行事業として 2021 年度は受審校を 14～15 校、受審料を 120 万円とする。

④事務体制と機能の明確化・充実

財政の許容範囲内で事務職員の増員を図り、薬学教育評価機構等からの情報を得るなどして、事務体制と機能の充実を図る。本日の午前中に薬学教育評価機構の事務局長と職員との情報交換会があり、事務体制の構築方法を伺い参考にすべきところは取り入れていきたい。

以上の説明を受けて 2019 年度事業計画について以下の意見が出された。

<意見>

- ①看護学教育評価基準はどういうものを基準として作成したのか、またその内容は何で（どこで）見ることができるのか。
←受審校が大学機関別評価の認定を得ているのを前提に看護学の分野別の評価を行う形にしている。
現在ホームページ（HP）を整備しており、看護学教育の評価基準は 7 月中旬に掲載予定である。
- ②現時点では学士課程教育のみを対象としているが、大学院を持つ会員校は学士課程と連動して大学院教育の分野別評価も考えているのでは。
- ③初回ということで評価のプロセスや WEB 評価システムが整わないため、「試行評価」としているが、評価の質は本評価と同じである。従って、「試行」とはせず「初年度の評価」、「2020 年度評価」、「第 1 回評価」といった表現が望ましいのではないか。
- ④大学院の評価はいつ頃になりそうか。
←まずは学士課程の評価を軌道にのせることを優先させたい。現時点で開始年を名乗るのは難しい。
- ⑤保健師養成課程、養護教諭教育養成課程等の認定は JABNE で行うのかと JANPU 会員校に聞かれるが。
←看護学教育に含まれていれば、JABNE で行う。
- ⑥事業計画の 3 つめとして「将来の課題の検討」が必要ではないのか。将来構想があつてこそ社会的責任を果たす組織といえるのではないか。本件は今後の検討事項とする。項目を並べるだけでも良いし、理事会で話題にしてほしい。

<決定事項>

- ・将来構想の担当者を理事の中から人選することとなった。

6. 2019 年度予算案（事務局 潮）

資料 4-1～4-3

予算を立案するための参考資料ならびに評議員会に提示された資料の内容と、各費目や項目の意味や積算根拠は注記として記載していると説明がなされた。

- 1) 部門別×費目別支出予算案の内訳 資料 4-1

参考(根拠)資料を元に、「事業費」と「管理費」に分けて予算案の見積もりを行った。事業費(各部会と各委員会、評議員会、理事会、説明会の予算)と管理費(事務局)別に費目単位で2019年度の予算案(支出)を立案し一覧表にしたものが資料4-1で、事業費合計予算額が7,922,940円、管理費合計予算額が9,005,000円、従って2019年度予算額の合計額は16,927,940円となる。

計算根拠については【注記】を参照されたい。評価員研修会について、基礎研修会ならびに審査前研修会に派遣する理事または委員には旅費を支払うが、基礎研修会に参加する評価員には謝金も旅費も支払わない。ただし、審査前研修会に参加する評価員には交通費のみ支払う予算案となっている。

2) 収入面の予算も追加した収支予算案 資料4-2

資料4-1の支出面に収入の予算案を追加して、収支差額ならびに前期繰越収支差額を足し合わせた正味財産期末残高を見積もった予算書である。経常収入は会費の10,300,000円(前提:正会員校100校、賛助会員を1社)のみとなり、先述の経常費用合計との収支差額が-6,677,940円(6,677,940円の赤字)となる。前期繰越収支差額を足し合わせると、2019年度末に手元に残る正味財産期末残高は14,483,065円と見込む。

3) 経年経過をみるための今後4年間の経常収支予算案 資料4-3

資料4-2を元に、2019年以降4年間の経常収支の予算案の資料となる。2020年度から開始される評価事業の受審料の消費税を除いた金額の予算案のため、消費税を加算すると経常収入は若干増額し、経常収支幅も縮小される。

また2年目(2021年度)の試行評価事業について、5月開催の第1回理事会では対象校:14-15校×受審料120万円(税抜)=1,800万円としたが、その金額が反映されていない。当初予定の7校×150万(税抜)円=1,050万円よりも750万円の増収入となり、消費税金額も加味すると2021年度以降の経常収支額ならびに手元に残る正味財産期末残高は微増すると見込む。

4) 参考(根拠)資料として、各委員会の2019年度事業活動計画書と予算案 参考資料1、2

以上の説明を受けて評議員より予算案ならびにそれに派生する事項について次の意見が出された。

<意見>

- ①公益性を高くするためには、本来であれば管理費と事業費を50:50にするのが理想的であるが、評価事業の準備段階にあるため、管理費が事業費を上回る比率となっている。評価事業が本格始動して安定すればその比率も変わってくると見込んでいる。
- ②ハンドブックは会員校には無料で配布し、会員ではないところには有料とすることで収入を増やすべきではないか。
- ③将来的に評価員の研修会の内容をWEB等で配信することで収入を得てはどうか。
- ④会員になるメリットは何か。
 - ←・機構の会員になると、7年に1回、分野別評価を受けることができる。
 - ・評価員研修会に参加して評価員になることができ、教員や教育の質向上につながる。
 - ・評価を受ける年にのみ会員になればよいと考える大学もあるが、このような会員校を増やさないためにも、会員歴が長い会員校から優先的に受審ができるようにしたい。

- ・医学部や薬学部を持つ大学は既に分野別評価を受けており、分野別評価がいかに重要かを理解しているため入会に前向きである。また、現在検討中で次年度入会したいと連絡してきた大学もある。
- ・ホームページや入学試験時等に分野別評価を受けた大学として認定結果を公表することが出来る。

<結論と今後の課題>

- ・2019年度予算案に対して異論はない。
- ・現在の正会員100校を対象にした受審サイクルの年度計画を立てていく。
- ・JABNEの会員になっていない大学に向けて、JANPUのホームページ(HP)にJABNEの事業活動・計画内容を掲載することで、JABNEへの入会促進となり、また、評価事業の理解を深めてもらう。
- ・JANPUでも2019年度の重点事業計画の1つとしているが、高度実践看護師(専門看護師・JANPU-NP)をJABNEで資格認定できるようにする。

7. 評議員会の議決が必要な事項 (高田代表理事)

資料5

1) 定款施行細則作成について

定款第18条(評議員会の構成及び権限)

7名の評議員中、2名(川本評議員と片田評議員)から所属団体の役職の辞任ならびに退職の意向の連絡をもらっている。後任の評議員候補者の選出方法について急ぎ内容を詰めたいと説明がなされた。現在の評議員はいわゆる充て職(川本利恵子:日本看護協会常任理事、片田範子:日本看護系学会協議会会長)となっており、各々の所属長に後任者の推薦を依頼する予定である。なお、後任者が選任されるまでは、現在の評議員が職務を担う(=権利義務を有する)(定款第16条第3項)ことを確認した。評議員の選出方法として次の(1)～(3)の案が提示された。

- (1) 本機構の設立団体及び看護系関連団体から選出する評議員;各団体1名
日本看護系大学協議会、日本看護協会、日本看護系学会協議会、
日本助産評価機構、日本私立看護系大学協会
- (2) 有識者
看護学教育、看護文部科学行政等の経験豊富な有識者
- (3) 看護学分野以外の有識者

これについて評議員から次の意見が出された。

<意見>

- ・看護学以外の有識者がいた方が望ましいのではないか。
- ・各団体1名となっているが、人数は指定しなくてもよいのでは。
- ・(3)の「看護学分野以外の有識者」を(2)の「有識者」に含めてはどうか。
- ・それぞれの団体の了解を得るべきではないか。
- ・選出方法は「MUST(～でなければならない)」ではなく、「～することができる」とした方が良いのでは。

2) 理事候補者の種類、人数及び選出について

高田代表理事より理事候補者の種類と人数、選出方法案について資料5に基づいて説明がなされた。

(1) ブロック選出理事

ブロックはあくまでも1つの目安とする。所属大学の異動等でブロックが変更になる場合は、任期終了までは理事を継続することとし、設置主体（国公立）のバランスも考慮して選出する。これを受けて評議員より、ブロックという言葉は使用せずに表現を工夫してほしいとの意見が出された。

(2) 指名理事候補者

指名理事候補者は削除することとなった。

(3) 常任理事候補者

原則として常任理事候補者を置くことができ、代表理事が常任理事を兼ねることもできる。今後、事業拡大により財政が安定してきたら、常任理事の報酬等を決める必要がある。

8. 2020 年度定時評議員会開催日（南議長）

<決定事項>

2020 年 6 月 26 日（金）開催に決まった。

V. 報告

1. 会員申込状況・試行評価受審校の報告

資料 6-1～6-2

6 月 21 日（金）現在 97 校から入会申し込みがあったことが報告された。東日本からの申し込みが多く、西日本は関西以外からの申し込みが少ないことを確認した。

試行評価受審校応募一覧については次の意見が出された。

<意見>

- ・申し込み順に並べた方がよいという意見があった。
- ・JANPU の会員コード以外に受審した年度がわかる番号をつけた方がよい。
- ・「試行」や「応募校」という表現は使わずに、受審申請一覧とすべきではないか。

2. 試行評価事業・評価員研修の計画

資料 7-1、7-2-1～7-2-4

7 月 19 日（金）に受審校説明会を株式会社島津理化内の会議室で 13 時から行うことと、9 月に評価員の基礎研修を行う旨報告がなされた。

3. 庶務連絡（事務員紹介、名簿一覧の変更）

資料 8-1、8-2

JABNE 事務員の吉井真美氏と JANPU 事務員の亀山智子氏の紹介がなされた。

■次回評議員会と今年度の理事会の開催予定日時

1. 2020 年度定時評議員会：2020 年 6 月 26 日（金）の午後の予定
2. 今後の理事会開催日
 - ①2019 年度第 2 回理事会：2019 年 9 月 13 日（金）13 時～17 時予定
 - ②2019 年度第 3 回理事会：2019 年 12 月 6 日（金）13 時～17 時予定
 - ③2019 年度第 4 回理事会：2020 年 3 月 13 日（金）13 時～17 時予定

以上で 2019 年度評議員会が 17 時 00 分に終了した。

この議事録が正確であることを証するため、議長および出席した理事のうち1名より以上の議事を認め、記名押印する。

2019年 9月 9日

評議員会議長氏名

南 裕子 

出席理事（代表理事）

氏名

高田 早苗

